

## 兵庫県提案に係る旅館業法の特区による特例措置について（案）

平成24年6月22日  
生活衛生関係営業等衛生問題検討会

### 1 兵庫県の提案

- ① 伝統的工芸品の製造事業者
  - ② 集落の活性化及び空家活用
- に取り組む NPO 法人

が旅館業法の許可を受けることを前提に、33 m<sup>2</sup>未満の簡易宿所の営業を認める  
ことを通じた地域活性化を図る。

### 2 問題点

- ① 伝統的工芸品の製造事業者

旅館業をその場で営む必要性。33 m<sup>2</sup>未満の施設の現実性が不明。

- ② 空家活用に取り組み NPO 法人

33 m<sup>2</sup>の要件をぎりぎりクリアする小規模旅館がそもそもないのでない  
か。33 m<sup>2</sup>未満の空き家について旅館業法の特例を認める実益について説明  
不足。

また、一般民家で空き部屋がある場合に活用が期待されるとの見解は提  
出されたものの、現実の活用性として、33 m<sup>2</sup>を確保した形での旅館の実例  
について説明なし。

まずは、33 m<sup>2</sup>を確保した形での実績を作り、その上で33 m<sup>2</sup>の規制の特例  
を提案すべきではないか。

### 3 結論

兵庫県の提案は、現行の規制を緩和する現実的必要性が乏しく、また、活  
用の見直しに欠ける。不適切。

### 4 検討会からの提案

本来、具体的モデルについて、提案者から提示されるべきものと思料され  
るが、検討会における審議の結果を踏まえ、下記の①～③の全てを満足する  
旅館について、検討の俎上に提出する。兵庫県の見解、検討会での審議を求  
める。

- ① 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動を目的とする NPO 法人で  
あって、認定 NPO 法人（又は仮認定 NPO 法人）として認定を受けた  
ものが経営する旅館。
- ② 建築基準法の「旅館」としての建築確認を受け、非常用照明装置や防  
火壁の設置等の防災措置を講ずるなど、諸法令の基準を遵守するもの。
- ③ 旅館業法の旅館として、玄関帳場等で宿泊客の受け入れ、訪問者の確認  
等の防犯、衛生措置を講ずるもの。

以上の要件を満たす場合に、33 m<sup>2</sup>未満の簡易宿所営業許可を特区として認  
めてはどうか。

## 【参考資料】

### 一 現行の旅館業法における簡易宿所の面積規制の特例

農林漁業者（個人のみ）が農山漁村余暇法に規定する「農林漁業体験民宿業」  
（※）を行う場合（以下、この形態の民宿を「特例農家民宿」という。）については、簡易宿所の面積規制（客室の延床面積33m<sup>2</sup>以上）は適用しない。

※ 施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する営業（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律2条5項）。主体が個人であるか法人であるかを問わない。

### 二 特例農家民宿に対する旅館業法以外の法令における特例

#### 1 建築基準法

特例農家民宿については、各客室から直接外部に容易に避難できる等避難場支障がないと認められる場合は、建築基準法上の「旅館」に当たらない扱いとする。この場合、防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、天井裏に達せしめる義務規定、あるいは居室、廊下、階段等への非常用の照明装置設置義務規定の適用がない。

#### 2 消防法

特例農家民宿については、各客室から直接外部に容易に避難できる等の事由が認められる場合は、消防署長の判断により、誘導灯及び誘導標識の設置義務並びに消防機関へ通報する火災報知器設備の設置義務が免除される。

#### 3 食品衛生法

既存の家屋で開設する特例農家民宿については、一回に提供する食事数の制限や定期的な食品衛生に関する講習会の受講等により、営業専用の調理施設を必要とする等の基準が緩和される。

### 三 NPO 法人について

#### 1 NPO 法人の活動範囲

特定非営利活動法人（NPO 法人）の活動範囲は、特定非営利活動促進法に限定列挙されている（本来の活動に支障がない限り、その他の事業も行うことができるが、その利益は本来の活動のための事業に使用しなければならない。）。

NPO 法人の活動として従前認められていたものとしては、「まちづくりの推進を図る活動」、「地域安全活動」、「経済活動の活性化を図る活動」等があったが、平成24年4月から、「農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動」も追加された。

#### 2 認定 NPO 法人

平成24年4月から、NPO 法人のうち、運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、行政庁（都道府県知事）の認定を受けて認定特定非営利活動法人（認定 NPO 法人）となることができることとなった。この認定を受けると、行政庁の監督の下、税制の優遇が受けられる。認定の有効期間は5年間

※ 設立初期の NPO 法人は財政基盤が脆弱なものが多い現状に鑑み、認定要件を緩和した上で、仮認定を受けることができる制度が設けられている（仮認定の有効期間は3年間）。

### 3 認定 NPO 法人の認定要件

- ア NPO 法人の設立の日から 1 年を超える期間が経過し、少なくとも 2 つの事業年度を終えていること
- イ 実績判定期間（直前の 2 事業年度）において、パブリック・サポート・テスト（PST）を満たしていること（以下の①～③のいずれかに該当すること）
  - ① 総収入に占める寄附金収入の割合が 5 分の 1 以上であること
  - ② 3000 円以上の寄附金を 100 人以上から受けること
  - ③ 事務所所在地の自治体の条例で個別指定を受けていること
- ウ 実績判定期間において、事業活動における共益的な活動の占める割合が 50% 未満であること
- エ 運営組織及び経理が適切であること
- オ 事業活動の内容が適切であること
- カ 情報公開を適切に行っていること
- キ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと

### 4 認定 NPO 法人にに対する監督

行政庁は、NPO 法人にに対して、一定の事由がある場合、改善命令を出し、又は設立の認証の取消しをすることができるが、認定 NPO 法人にに対しては、以下の措置も行うことができる。

#### ① 業務・財産状況の報告・検査

行政庁は、認定 NPO 法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、業務・財産状況の報告・検査を求めることができる。

※ 通常の NPO 法人については、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反したと認めるときのみ認められる。

#### ② 事業停止命令

行政庁は、認定 NPO 法人が本来の活動に属さないその他の事業から生じた利益を本来の活動以外に使用した場合は、事業停止を命ずることができる。

※ 通常の NPO 法人については、事業停止命令の制度はない。